

( 仮 称 ) 姫 路 市 新 美 化 セ ン タ ー  
建設工事請負契約書  
(案)

令和8年1月 26 日

姫 路 市

(仮称) 姫路市新美化センター  
建設工事請負契約書

- 1 名 称 (仮称) 姫路市新美化センター建設工事
- 2 工事場所 姫路市飾磨区今在家 1351 番地 27
- 3 履行期間 始期 この契約に係る姫路市議会の議決のあった日の  
翌日  
終期 令和14年(2032年)3月31日
- 4 契約金額 金●円 (設計・建設工事費)  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金●円)
- 5 契約保証金額 金●円
- 6 契約不適合責任期間 本施設引渡しの日から3年間

姫路市新美化センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、姫路市（以下「発注者」という。）と●●及び●●で構成される●●共同企業体【※単独企業の場合：●●】（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに姫路市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日姫路市条例第4号。以下同じ。）第2条により、次の特約条項を付して本書による仮契約を締結し、姫路市議会の議決を得た場合には、本書の内容をもって本契約を締結したものとみなす。

（特約条項条文）

この契約について、この契約に係る姫路市議会の議決が得られなかった場合には、本契約を締結しないものとする。この場合において、受注者に損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

(仮契約日) 令和 8 年 (2026 年) 11 月 ● 日

発注者

兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

印

受注者

● ● 共同企業体

代表企業

● ●  
● ●  
● ●

印

構成企業

● ●  
● ●  
● ●

印

構成企業

● ●  
● ●  
● ●

印

【※単独企業の場合 :

受注者

● ●  
● ●  
● ●

印】

## 目 次

第1条（総則） .....	1
第1条の2（秘密保持義務及び個人情報の取扱い） .....	2
第1条の3（設計業務の範囲） .....	3
第1条の4（建設業務の範囲） .....	3
第1条の5（設計・建設業務の実施方法） .....	4
第2条（関連工事の調整） .....	4
第3条（工程表等） .....	4
第3条の2（事前調査） .....	5
第4条（契約の保証） .....	5
第5条（権利義務の譲渡等） .....	6
第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） .....	7
第7条（下請負人の通知） .....	7
第8条（特許権等の使用） .....	7
第8条の2（特許権等） .....	8
第8条の3（著作権の利用等） .....	8
第8条の4（著作権の譲渡禁止） .....	9
第8条の5（著作権の侵害防止） .....	9
第9条（監督員） .....	9
第9条の2（管理技術者） .....	10
第9条の3（照査技術者） .....	10
第10条（現場代理人、副現場代理人及び主任技術者等） .....	10
第11条（履行報告） .....	11
第12条（工事関係者に関する措置請求） .....	11
第13条（工事材料の品質及び検査等） .....	12
第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等） .....	12
第15条（設計貸与支給品、支給材料及び貸与品） .....	13
第16条（工事用地の確保等） .....	14
第17条（要求水準書等不適合の場合の修正義務及び破壊検査等） .....	15
第18条（条件変更等） .....	15
第19条（要求水準書の変更） .....	16
第19条の2（地域住民対応） .....	16
第20条（工事の中止） .....	17
第21条（著しく短い履行期間の禁止） .....	18
第22条（受注者の請求による履行期間の延長） .....	18
第23条（発注者の請求による履行期間の短縮等） .....	18
第24条（履行期間の変更方法） .....	18
第25条（設計・建設工事費の変更方法等） .....	18
第26条（賃金又は物価の変動に基づく設計・建設工事費の変更） .....	19

第26条の2（提案地元発注金額未達減額措置）	20
第27条（臨機の措置）	20
第28条（一般的損害）	21
第29条（第三者に及ぼした損害）	21
第30条（不可抗力による損害）	21
第30条の2（法令変更）	23
第31条（設計・建設工事費の変更に代える要求水準書等の変更）	24
第31条の2（試運転）	24
第31条の3（運転指導）	25
第31条の4（予備性能試験及び引渡性能試験）	25
第32条（引渡し）	26
第33条（設計・建設工事費の支払）	27
第34条（部分使用）	27
第35条（前金払及び中間前金払）	27
第36条（設計・建設業務完了予定日の変更通知）	28
第37条（前払金の使用等）	28
第38条（部分払）	29
第39条（部分引渡し）	30
第40条（債務負担行為に係る契約の特則）	30
第41条（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）	31
第42条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	31
第43条（第三者による代理受領）	32
第44条（前払金等の不払いに対する工事中止）	32
第45条（契約不適合責任）	33
第46条（暴力団の排除に関する措置）	33
第47条（暴力団の排除のための役員名簿等の提供）	34
第48条（暴力団からの不当要求）	34
第49条（適正な賃金の支払に関する措置）	34
第50条（発注者の任意解除権）	35
第50条の2（運営業務委託契約の解除に伴う解除）	35
第51条（発注者の催告による解除権）	35
第52条（発注者の催告によらない解除権）	35
第53条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	37
第54条（受注者の催告による解除権）	37
第55条（受注者の催告によらない解除権）	37
第56条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	38
第57条（解除に伴う措置）	38
第58条（発注者の損害賠償請求等）	39
第59条（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）	41
第60条（受注者の損害賠償請求等）	43

第61条（契約不適合責任期間等）	43
第61条の2（本施設の契約不適合検査等）	44
第62条（火災保険等）	45
第63条（あっせん又は調停）	45
第64条（仮契約の解除）	46
第65条（契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約）	46
第66条（補則）	46

## (仮称)姫路市新美化センター建設工事請負契約約款

### 第1条（総則）

この約款（契約書を含む。以下同じ。）における用語の定義は、特にこの約款で定義されている用語を除き、発注者と●●、●●、●●、●●及び●●で構成される●●グループ並びに●●が仮契約を締結した令和8年（2026年）11月●日付姫路市新美化センター整備・運営事業基本契約書別紙1の定義集のとおりとする。

- 2 発注者及び受注者は、この約款に基づき、基本契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書及び設計図書を内容とする設計・建設業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 3 この約款、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、この約款、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。なお、念のため、受注者は、基本契約第10条とこの約款の規定との間には、齟齬がないことを確認する。
- 4 受注者は、設計・建設業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、設計・建設業務の目的物（契約設計図書、基本設計図書、設計図書その他の受注者がこの契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等及び本施設を含み、以下「目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、設計・建設工事費を支払うものとする。設計・建設業務の日程は別紙1に示すとおりとする。
- 5 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、第9条第1項、第32条第2項前段及び第38条第4項前段に規定する発注者のしなければならない通知においては書面によらないことができる。
- 6 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 1 1 この契約に係る訴訟については、神戸地方裁判所又は姫路簡易裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 1 2 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 1 3 受注者が共同企業体を結成している場合、受注者を構成する各企業は、この契約上の債務につき連帶して責任を負い、この契約上の損害については、連帶してこれを賠償する。また、当該共同企業体が解散した場合も、受注者を構成する各企業は連帶してこの契約において受注者が負うものとされる義務及び責任を負う。
- 1 4 本工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合には、要求水準書の定めに従わなければならない。この場合において、本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事であるときは、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 1 5 この約款の変更は書面で行う。
- 1 6 発注者及び受注者は、この契約の締結に際し、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3に定める事項を別途書面で記載し、署名又は記名押印をして相互に交付したことを確認する。

## 第1条の2（秘密保持義務及び個人情報の取扱い）

発注者及び受注者は、この契約に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
- (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 発注者及び受注者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象となることを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2)法令等に従い開示が要求される場合
  - (3)権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4)発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
  - (5)発注者が本施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- 4 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月21日条例第42号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

#### 第1条の3（設計業務の範囲）

受注者が実施すべき設計業務の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書の記載に従う。

- (1)本施設の設計
- (2)契約設計図書、基本設計図書、設計図書その他の書面の作成
- (3)発注者が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (4)発注者の交付等金申請等の支援
- (5)設計業務に係る許認可申請
- (6)その他要求水準書に記載される本施設の設計に係る業務
- (7)その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

#### 第1条の4（建設業務の範囲）

受注者が実施すべき建設業務の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書の記載に従う。

- (1)本施設の建設工事
- (2)工事内訳書、完成図書その他の書面の作成
- (3)建設業務に関連する発注者の許認可申請等への協力
- (4)建設業務に係る許認可申請

- (5)近隣対応（設計・建設業務の実施に関連するもの）
- (6)その他要求水準書に記載される本施設の建設に係る業務
- (7)その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

#### 第1条の5（設計・建設業務の実施方法）

受注者は、要求水準書に記載のない場合でも、要求性能を充足し、本施設を適正に稼働させるために必要なものは、受注者の費用と責任において設計又は施工しなければならない。

- 2 受注者は、自らの費用及び責任により、設計・建設業務の実施に必要な人員を確保し、資材を調達し、その他関連するサービスを提供する。
- 3 受注者が本工事の実施に使用する材料及び機器は、要求水準書に定める基準を充足するものでなければならず、またその使用に当たり、要求水準書に定めるところにより、受注者の費用で検査又は試験を行わなければならない。
- 4 受注者は、事業提案書に記載された提案内容を実施し、発注者は、かかる提案に記載された内容が実施されていないと認めるときは、受注者に事業提案書に記載された内容を実施するよう求めることができる。
- 5 受注者は、事業提案書を変更することはできない。
- 6 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号については発注者の費用負担において、第2号から第4号については受注者の費用負担において、事業提案書を変更することができる。
  - (1)発注者の指示により変更する場合
  - (2)事業提案書に要求水準書に適合しない箇所がある場合
  - (3)事業提案書に従った場合、要求性能を満足することができない場合
  - (4)変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ発注者の承諾を得た場合

#### 第2条（関連工事の調整）

発注者は、受注者の施工する本工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### 第3条（工程表等）

受注者は、要求水準書に定める期日までに、要求水準書に基づいて、基本設計工程表、実施設計工程表及び工事工程表（以下「工程表」と総称する。）を作成し、発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の修正を請求することができる。この場合、受注者は、速やかに工程表を修正し、発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 この契約の他の規定により履行期間又は契約設計図書、基本設計図書若しくは設計図書が変更された場合、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合、受注者は、速やかに工程表を作成し、発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、工事の着手に際し、工事着手届及び現場代理人等選任届を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。
- 5 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### 第3条の2（事前調査）

- 受注者は、自らの責任及び費用において、建設業務の施工のために必要な測量、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行う。受注者は、各種調査等を行う場合には、発注者に事前に通知し、また各種調査等の結果を報告しなければならない。
- 2 受注者が前項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は受注者が各種調査等を行わなかつたことから生ずる一切の責任及び費用は、受注者が負担する。
  - 3 事業実施区域に建設業務の実施に支障をきたす障害物が発見され、当該障害物の存在がこの契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合には、受注者は、当該障害物の除去等を自らの費用と責任において行い、予見できなかつたものである場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
  - 4 受注者は、前項の規定による通知を行った後、当該通知に係る障害物を適切な方法により除去して建設業務を続行するための追加費用の見積り及びそれにより生じることが予想される工事工程の遅れの見込みを、発注者に通知しなければならない。
  - 5 発注者は、前項の規定による通知を受領した後、速やかに、建設業務の続行、障害物除去の方法及び追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。ただし、発注者は、建設業務の続行が不可能と判断したときは、この契約を解除することができる。

### 第4条（契約の保証）

受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、設計・建設工事費の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項第1号の契約保証金には利子はつけない。
- 5 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第58条第3項各号に規定する者によるこの契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 設計・建設工事費の変更があった場合には、保証の額が変更後の設計・建設工事費の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
- 8 発注者は、この契約が履行されたとき又は第50条第1項、第54条若しくは第55条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。)を受注者に還付するものとする。

## 第5条 (権利義務の譲渡等)

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第1

- 3 条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお設計・建設業務の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を設計・建設業務の実施以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### 第6条（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 受注者は、設計・建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、設計・建設業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による設計・建設業務の委任又は下請けは、全て受注者の責任において行うものとし、下請負人の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

#### 第7条（下請負人の通知）

受注者は、設計・建設業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の決定後、直ちに発注者にその商号又は名称その他必要な事項を通知し、当該下請負人から徴取した発注者が別に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

#### 第8条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## 第8条の2（特許権等）

受注者は、発注者が設計・建設業務の実施並びに本施設の所有・使用（発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合を含む。）に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権及び使用権を、自らの責任で発注者に付与し、また、かかる特許権等の権利者をして発注者に付与せしめる。かかる特許権等の詳細は、別紙2のとおりとする。

- 2 前項に規定する、受注者が保有する特許権等についての実施権又は使用権は、この契約の終了後も本施設の存続中は有効に存続する。また、受注者は、同項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権及び使用権の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、設計・建設工事費が、第1項の特許権等の実施権及び使用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価及び目的物の使用に対する対価を含むものであることを確認する。

## 第8条の3（著作権の利用等）

発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が本事業に係る著作物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにならなければならない。また、受注者は、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利行使し、又はさせてはならない。
  - (1)著作者等の名称を表示することなく目的物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること
  - (2)目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
  - (3)本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして目的物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
  - (4)本施設を写真、模型、絵画その他の方により表現すること
  - (5)本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は

させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (1) 目的物及び本施設の内容を公表すること
- (2) 本施設に受注者の実名又は変名を表示すること
- (3) 目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

5 発注者は、目的物及び本施設について、目的物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続する。

#### 第8条の4（著作権の譲渡禁止）

受注者は、この契約に特に定める場合を除き、自ら又は著作権者をして、目的物及び本施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### 第8条の5（著作権の侵害防止）

受注者は、目的物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、目的物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

#### 第9条（監督員）

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののが、この契約に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人若しくは技術者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 設計・建設業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- (4) 設計図書に基づく本工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、本工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあ

つてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、この契約又は要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

### 第9条の2（管理技術者）

受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、設計・建設工事費の変更、設計・建設工事費の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

### 第9条の3（照査技術者）

受注者は、要求水準書、事業提案書又は設計図書に定める場合には、目的物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

### 第10条（現場代理人、副現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1）現場代理人及び副現場代理人

（2）主任技術者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項の規定に該当する場合にあっては主任技術者とし、同条第2項

の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第3項ただし書の規定に該当する場合にあっては監理技術者補佐とし、同条第5項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。)

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、設計・建設工事費の変更、設計・建設工事費の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく建設業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、現場代理人を複数の工事現場で兼務させることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 副現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

7 副現場代理人は、現場代理人を兼ねることができない。

## 第11条（履行報告）

受注者は、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

## 第12条（工事関係者に関する措置請求）

発注者は、管理技術者、照査技術者、現場代理人又は副現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人又は副現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人又は副現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が設計・建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等で設計・建設業務の実施につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ

とができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### 第13条（工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、要求水準書及び設計図書に定めるところによる。要求水準書及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### 第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

受注者は、要求水準書及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された本工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書及び設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は本工事の施工をするときは、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に

提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は本工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該本工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### 第15条（設計貸与支給品、支給材料及び貸与品）

発注者が受注者に、設計業務のために貸与し又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与支給品」という。）並びに建設業務のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書及び設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、設計貸与支給品、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該設計貸与支給品、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計貸与支給品、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、設計貸与支給品、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与支給品、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与支給品、支給材料若しくは貸与品に代えて他の設計貸与支給品、支給材料若しくは貸与品を引き渡し、設計貸与支給品、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該設計貸与支給品、支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しな

ければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与支給品、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計・建設工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、設計貸与支給品、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、本工事の完成、要求水準書又は設計図書の変更等によって不用となつた設計貸与支給品、支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により設計貸与支給品、支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、設計貸与支給品、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書又は設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

## 第16条（工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他入札説明書等、要求水準書及び設計図書において発注者が提供すべきものと定められた本工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本工事の施工上必要とする日（入札説明書等、要求水準書及び設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保（既存施設である旧姫路市南部美化センターの解体撤去工事を完了させることを含む。）しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本工事の完成、入札説明書等、要求水準書又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者

の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### 第17条（要求水準書等不適合の場合の修正義務及び破壊検査等）

受注者は、基本設計図書又は実施設計図書の内容、本件工事の施工部分その他設計・建設業務の内容が要求水準書、事業提案書又は設計図書に適合しない場合、これらに適するように必要な改造、修補又は修正を行わなければならぬ。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計・建設工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本工事の施工部分が要求水準書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### 第18条（条件変更等）

受注者は、本工事の施工その他設計・建設業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等及び要求水準書を構成する各書面が一致しないこと  
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- (2) 入札説明書等又は要求水準書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 入札説明書等又は要求水準書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計業務の履行上の制約、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等入札説明書等又は要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件又は施工条件と実際の履行条件又は工事現場が一致しないこと。
- (5) 入札説明書等又は要求水準書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わな

ければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札説明書等、要求水準書又は事業提案書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し入札説明書等、要求水準書又は事業提案書を訂正する必要があるものは、その訂正を発注者が行うものとする。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し入札説明書等、要求水準書又は事業提案書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、その変更を発注者が行うものとする。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し入札説明書等、要求水準書又は事業提案書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、その変更を発注者と受注者とが協議して発注者が行うものとする。
- 5 前項の規定により入札説明書等、要求水準書又は事業提案書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計・建設工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第19条（要求水準書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計・建設工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第19条の2（地域住民対応）

受注者は、発注者が本工事について行う住民説明会において、工事実施計画（本施設の配置、建設業務の実施時期、建設業務の実施方法等の計画をいう。）等の発注者が求める説明を行わなければならない（なお、受注者は、その内容につき、あらかじめ発注者に対して説明を行う。）。また、受注者は、かかる住民説明会の開催に際して、機材の準備等、発注者に協力する。

- 2 受注者は、自らの責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、電波障害そ

の他建設業務の実施が地域住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。受注者は、発注者に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。

- 3 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない。発注者は、受注者が更なる調整を行っても地域住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画の変更を承諾することができる。
- 4 近隣対策の結果、建設業務の開始が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者及び受注者は協議の上、速やかに、設計・建設業務完了予定日を合理的な期間だけ延期することができる。
- 5 受注者は、近隣対策の結果、受注者に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して、発注者及び受注者に本事業の実施に関して発生した増加費用及び損害については、発注者が負担する。また、第3項及び前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は発注者がその費用を負担して自ら行うものとし、これらに起因して建設業務の開始が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者及び受注者は協議の上、速やかに、設計・建設業務完了予定日を合理的な期間だけ延期する。

## 第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本工事の中止内容を受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計・建設工事費を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第21条（著しく短い履行期間の禁止）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、設計・建設業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計・建設業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

## 第22条（受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に設計・建設業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 第23条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは設計・建設工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第24条（履行期間の変更方法）

履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第25条（設計・建設工事費の変更方法等）

設計・建設工事費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、設計・建設工事費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注

者とが協議して定める。

## 第26条（賃金又は物価の変動に基づく設計・建設工事費の変更）

発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により設計・建設工事費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して設計・建設工事費の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（設計・建設工事費から当該請求時の出来形部分に相応する設計・建設工事費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、設計・建設工事費の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項の規定による請求のあった日を基準とし、入札説明書等に従い、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により設計・建設工事費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく設計・建設工事費変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、設計・建設工事費が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、設計・建設工事費の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設工事費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、設計・建設工事費の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、設計・建設工事費の変更額については、入札説明書等に従い、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第26条の2（提案地元発注金額未達減額措置）

受注者は、本工事の完了までの各会計年度終了後、及び本工事の完了後速やかに、また、それらに加えて、履行期間の最終会計年度の9月30日に、入札説明書等に従い、実績地元発注金額を確認し、事業提案書で提案した提案地元発注金額に対する達成状況等を記載した「設計・建設業務に係る地元発注金額達成状況報告書」（なお、履行期間の最終会計年度の9月30日に提出されるものは、同日までの達成状況等を記載したものであることを要し、また、発注者が認める期間、提出期限を延長することができる。）を発注者に提出する。

- 2 受注者は、履行期間の最終会計年度の9月30日（前項に従い提出期限が延長された場合は、当該期限まで）に提出された「設計・建設業務に係る地元発注金額達成状況報告書」により、入札説明書等に従い、この契約締結日から履行期間の最終会計年度の9月30日までの期間に係る地元企業への発注実績金額の合計金額が、この契約締結日から本工事完了日までの期間に係る提案地元発注金額を下回ったこと（以下「地元発注金額未達」という。）が発注者により確認された場合、当該地元企業への発注実績金額の合計額と提案地元発注金額の差額に相当する額を、入札説明書等に従い、違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、地元発注金額未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを受注者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金（同条第1項第5号による保証を付した場合に、発注者に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下この項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保（次項において「契約保証金等」という。）をもって前項の違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により契約保証金等を違約金に充当した後にお余剩があるときは、当該余剰に係る契約保証金等は、違約金として発注者に帰属する。
- 5 第2項の場合において、発注者は、受注者に対する違約金請求権と受注者の設計・建設工事費請求権その他発注者に対する債権とを相殺することができる。
- 6 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。
- 7 第5項の場合において、充当する債権の順序は、発注者が指定するものとする。

## 第27条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を

とらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他設計・建設業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が設計・建設工事費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

## 第28条（一般的損害）

目的物の引渡し前に、目的物又は工事材料について生じた損害その他設計・建設業務の実施に関する損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第62条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

## 第29条（第三者に及ぼした損害）

設計・建設業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第62条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合を除き、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計・建設業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち設計・建設業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他設計・建設業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

## 第30条（不可抗力による損害）

目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書又は設計図書で基準を定めた

ものにあっては、当該基準を超えるものに限る。) 発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第62条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の設計・建設業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち設計・建設工事費の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

#### (1) 目的物に関する損害

損害を受けた目的物に相応する設計・建設工事費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する設計・建設工事費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、

かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「設計・建設工事費の100分の1を超える額」とあるのは「設計・建設工事費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。
- 7 発注者は、不可抗力により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、この契約を解除することができる。

### 第30条の2（法令変更）

受注者は、この契約締結日以降、法令等が変更されたことによりこの契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。かかる法令等の変更により、設計・建設業務の内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、履行期間の変更につき協議する。

- 2 受注者は、この契約締結日以降、法令等が変更されたことにより、設計・建設業務の実施に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更として発注者が認めるものの場合	100%	0 %
上記の法令等以外の法令等の変更の場合	0 %	100%

- 3 発注者が支払う設計・建設工事費に係る消費税の税率が変更された場合

には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。

- 4 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、この契約を解除することができる。

### 第31条（設計・建設工事費の変更に代える要求水準書等の変更）

発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第26条、第27条、第28条、第30条、前条又は第34条その他のこの約款の規定により設計・建設工事費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計・建設工事費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書、事業提案書又は設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書、事業提案書又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が設計・建設工事費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### 第31条の2（試運転）

受注者は、プラントの据付工事が完了したときには、速やかにその旨を発注者に通知し、要求水準書設計・建設業務編第1章第7節に定めるところ及び発注者と受注者とで協議の上あらかじめ作成した実施要領書に従い、本施設の試運転を実施する。なお、試運転により得られる売電収入は、発注者に帰属する。

- 2 試運転実施要領書による本施設の試運転に係る業務は、受注者が自らの責任及び費用で実施する。また、受注者は、運営事業者と協力して試運転に係る業務を実施しなければならない。
- 3 発注者は、その費用と責任において、試運転に必要な処理対象物の搬入並びに焼却残さの搬出及び有効利用・処分を行う。
- 4 受注者は、試運転に係る業務を実施する期間（以下「試運転期間」という。）中、発注者が指定する内容を含む運転記録を作成し、発注者に毎日提出しなければならない。
- 5 受注者は、試運転において支障が生じた場合には、発注者の指示に従う。
- 6 受注者は、試運転の結果を踏まえ、本施設の調整又は点検が必要であると認めた場合には、発注者の立会いの下、当該調整又は点検を行う。
- 7 受注者は、試運転の結果を踏まえ本施設の補修が必要であると認めた場合には、受注者の費用と責任において、補修を行わなければならない。

- 8 受注者は、前項の補修を行うにあたっては、あらかじめその原因及び補修内容を発注者に報告し、補修実施要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

### 第31条の3（運転指導）

受注者は、本施設に配置される予定の運営事業者の従業員に対し、本施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務を含む。）について、要求水準書設計・建設業務編第1章第7節に定めるところ及びあらかじめ発注者の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、その費用と責任において、教育及び指導（以下「運転指導」という。）を行わなければならない。なお、運転指導の際に得られる売電収入は、発注者に帰属する。

- 2 運転指導は、試運転期間中に行うものとし、90日間以上でなければならない。
- 3 受注者は、試運転期間以外の期間において運転指導が必要と認められる場合又は試運転期間以外の期間における運転指導がより効果的であると認められる場合は、発注者、受注者及び運営事業者の協議により、試運転期間以外の期間において運転指導を行うことができる。

### 第31条の4（予備性能試験及び引渡性能試験）

受注者は、本施設の引渡しに先立ち、本施設が要求性能を満たして適正に稼働するか否かを検査するために、要求水準書及び次項に基づき作成する引渡性能試験要領書に基づき、その費用と責任において引渡性能試験を行う。なお、受注者は、引渡性能試験における本施設の運転を運営事業者に実施させるものとする。

- 2 受注者は、あらかじめ発注者と協議の上、要求水準書に定めるところに従い、本施設に係る引渡性能試験要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 引渡性能試験における性能保証事項（本施設が要求性能を備えているかを確認するための試験項目及び保証値等であって、別紙3に定めるものをいう。）の計測及び分析は、法的資格を有する第三者機関が行わなければならない。
- 4 受注者は、引渡性能試験の結果、本施設が要求性能のいずれかを満たさないと認められる場合は、自らの費用及び責任において、必要な補修、改良、追加工事等を行い、あらためて引渡性能試験を実施して、本施設が要求性能を満たすことを確認しなければならない。
- 5 受注者は、引渡性能試験に先立ち、その費用と責任において、予備性能試験要領書に基づく予備性能試験を実施しなければならない。受注者は、本施設に係る予備性能試験要領書を、発注者と協議のうえ作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、予備性能試験の結果を記載した予備性能試験成績書（本施設

の処理実績及び運転データを収録したものをいう。)を作成し、引渡性能試験実施前に発注者に提出しなければならない。

- 7 受注者は、予備性能試験の結果、本施設が要求性能のいずれかを満たさないと認められる場合は、自らの費用及び責任において、必要な補修、改良、追加工事等を行い、あらためて予備性能試験を実施して、本施設が要求性能を満たすことを確認しなければならない。
- 8 発注者は、その費用と責任において、引渡性能試験及び予備性能試験に必要な廃棄物の搬入並びに焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の搬出及び処分を行う。

### 第32条（引渡し）

受注者は、本工事が完成し、次の各号に掲げる事項の全てが満たされたときは、直ちに工事等完了届により発注者に通知しなければならない。

- (1) 前条の引渡性能試験が完了し、本施設が要求性能の全てを満たすことが確認されたこと
  - (2) 受注者による運転指導により、運営事業者の運転員が本施設を運転可能となっていること
  - (3) 受注者が、完成図書（要求水準書設計・建設業務編第1章第10節に定める完成図書をいう。）を提出したこと
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、本工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
  - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 4 発注者は、第2項の検査によって本工事の完成を確認した後、受注者が本施設の引渡しを申し出たときは、直ちに本施設の引渡しを受けなければならない。
  - 5 前項の申出は、工事等目的物引渡書の提出をもって行うこととする。ただし、発注者が当該書類の提出を必要としない場合は、その提出を省略することができる。
  - 6 発注者は、受注者が第4項の申出を行わないときは、本施設の引渡しを設計・建設工事費の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
  - 7 受注者は、本工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

### 第33条（設計・建設工事費の支払）

受注者は、前条第2項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、設計・建設工事費の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計・建設工事費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

### 第34条（部分使用）

発注者は、第32条第4項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

### 第35条（前金払及び中間前金払）

受注者は、保証事業会社と設計・建設業務完了予定日までの期間を保証期間とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、この契約締結後30日以内にその保証証書を発注者に寄託した上で、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）に定める基準に基づいて、設計・建設工事費の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する設計・建設業務完了予定日までの期間を保証期間とする保証契約を締結し、直ちにその保証証書を発注者に寄託した上で、規則に定める基準に基づいて、設計・建設工事費の10分の2以内の中間前

払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、同一年度において第38条、第39条又は第42条の規定による請求をした後においては、中間前払金の支払を請求することができない。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、第4項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、前払金の支払を受けた後において、設計図書の変更等により、変更後の設計・建設工事費が当初設計・建設工事費の2割以上増加した場合は、保証事業会社と前払金（第4項の中間前払金の支払を受けているときは、前払金及び中間前払金。以下この項及び次項において同じ。）に関する保証契約を変更し、直ちにその保証証書を発注者に寄託した上で、規則に定める基準に基づいて、その変更後の設計・建設工事費の10分の4（第4項の中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（第4項の中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 8 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 9 第3項の規定は第7項の規定により前払金の支払の請求を受けた場合について、第6項の規定は第7項の規定により中間前払金の支払の請求を受けた場合について準用する。
- 10 発注者は、前払金の支払をした後において、設計図書の変更等により、変更後の設計・建設工事費が当初設計・建設工事費の2割以上減少した場合は、その変更後の設計・建設工事費の10分の4（第4項の中間前払金の支払を受けているときは10分の6）と支払済みの前払金額（第4項の中間前払金の支払を受けているときは、前払金額及び中間前払金額の合計額）との差額を返還させることができる。
- 11 受注者は、前項に規定する場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 12 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

### 第36条（設計・建設業務完了予定日の変更通知）

受注者は、前払金額（第35条第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。）の変更を伴わない設計・建設業務完了予定日の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

### 第37条（前払金の使用等）

受注者は、前払金及び中間前払金（第35条第4項の規定により中間前

払金の支払を受けている場合に限る。)を設計・建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

### 第38条(部分払)

受注者は、設計・建設工事費が1,000万円以上の場合で、発注者があらかじめ部分払金を支払うことを定めた工事において、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する出来高の設計・建設工事費(以下「出来高金額」という。)が設計・建設工事費の1割以上になり、かつ、第7項の規定により算定した額が100万円以上であるときは、次項から第11項までに定めるところにより部分払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、中間前金払を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を工事進捗届により発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の出来高金額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高金額} \times 9 / 10$$

－既に部分払をした額

－(前払金額+中間前払金額) ×出来高金額／設計・建設工事費

- 8 発注者は、第20条第2項の規定により、工事を一時中止したときは、前項の規定により部分払をするものとする。
- 9 発注者は、履行が可分な契約で、設計・建設工事費を分割して計算することができる場合においては、第7項の規定にかかわらず、既済部分の金額を支払うことができる。
- 10 受注者は、建築物（建築付随工事の目的物を含む。）について部分払を請求しようとするときは、損害保険会社の火災保険に付し、発注者を受取人とする保険証券を提出しなければならない。ただし、その保険金は、出来高金額以上とし、保険期間の終期は本工事の完了期限以後としなければならない。
- 11 本工事に関し保険事故が発生したときは、受注者が損害の責めを履行した場合のほか、前項の保険金は、支払金額の限度で発注者に帰属する。

### 第39条（部分引渡し）

本施設について、発注者が本工事の完成に先だって引渡しを受ける必要がある部分（以下「一部引渡し部分」という。）がある場合において、当該一部引渡し部分の本工事が完了したときについては、第32条中「本工事」とあるのは「一部引渡し部分に係る本工事」と、「本施設」とあるのは「一部引渡し部分に係る本施設」と、同条第6項及び第33条中「設計・建設工事費」とあるのは「部分引渡しに係る設計・建設工事費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る設計・建設工事費の額は、次の式により算定する。この場合において、一部引渡し部分に相応する設計・建設工事費の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\begin{aligned} & \text{部分引渡しに係る設計・建設工事費の額} \\ & = \text{一部引渡し部分に相応する設計・建設工事費の額} \\ & - \text{既に部分払をした額} \\ & - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) \times \text{一部引渡し部分に相応する設計・建設工事費の額} / \text{設計・建設工事費} \end{aligned}$$

### 第40条（債務負担行為に係る契約の特則）

債務負担行為に係る契約において、各年度における設計・建設工事費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、別表左欄の区分に応じ、それぞれ別表中欄に定めるとおりとする。

- 2 支払限度額に対応する各年度の出来高予定額は、別表左欄の区分に応じ、それぞれ別表右欄に定めるとおりとする。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度

額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

#### 第41条（債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則）

この契約が債務負担行為に係る契約である場合は、この契約のうち各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、第35条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「この契約締結後」とあるのは「この契約締結後（この契約を締結した年度（以下「契約年度」という。）以外の年度にあっては当該年度の初日（第41条第4項に該当する場合については当該年度の前払金及び中間前払金の支払を申請できるようになった日）から）」と、「設計・建設業務完了予定日までの期間」とあるのは「設計・建設業務完了予定日までの期間（最終年度以外の年度にあっては、各年度末まで）」と、同項及び同条第4項中「設計・建設工事費」とあるのは「当該年度の出来高予定額（第42条第3項の規定により出来高超過額の支払を受けたときは、これを控除した額）」とする。ただし、契約年度以外の年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる日前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において契約年度については前払金及び中間前払金を支払わない旨を発注者が別に定めた場合には、第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約年度については前払金及び中間前払金の支払を申請することができない。
- 3 第1項の場合において契約年度に翌年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨を発注者が別に定めた場合には、第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約年度において翌年度に支払うべき前払金相当額及び中間前払金相当額を含めて前払金及び中間前払金の支払を申請することができる。
- 4 第1項の場合において、前年度末における出来高金額が前年度までの出来高予定額に達しないときには、第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、出来高金額が前年度までの出来高予定額に達するまで当該年度の前払金及び中間前払金の支払を申請することができない。
- 5 第1項の場合において、前年度末における出来高金額が前年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条の規定を準用する。

#### 第42条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

債務負担行為における第38条の適用については、同条第1項中「設計・建設工事費の」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（第42条第3項の規定により出来高超過額の支払を受けたときは、これを控除した額）」と、「第7項」とあるのは、「第42条第4項」とする。

- 2 前項の場合において、各年度における出来高金額が当該年度の出来高予

定額に達したときは、受注者は、中間前金払を請求した後であっても、部分払を請求することができる。

- 3 第1項の場合において、各年度末における出来高金額が当該年度分までの出来高予定額を超えているときは、受注者は、当該年度の翌年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払金の支払を請求することができる。
- 4 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払の額については、第38条第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \frac{\text{出来高金額} \times 9}{10}$$
$$= (\text{前年度までの支払金額} + \text{当該年度の部分払金額})$$
$$+ (\text{当該年度の前払金額} + \text{当該年度の中間前払金額}) \times$$
$$\{ \text{出来高金額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} / \text{当該年度の出来高予定額}$$

- 5 前項の規定にかかわらず、この契約が国若しくは県の交付金、補助金等（交付申請を年度ごとにするものに限る。）の交付又は地方債の許可又は協議の対象となる工事である場合にあっては、既済部分の金額を支払うことができる。
- 6 第1項から第3項までの場合において、契約年度以外の年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる日前に部分払の支払を請求することはできない。

#### 第43条（第三者による代理受領）

受注者は、発注者の承諾を得て設計・建設工事費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### 第44条（前払金等の不払いに対する工事中止）

受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計・建設業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が設計・建設業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計・建

設工事費を変更し、又は受注者が設計・建設業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計・建設業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第45条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された本施設が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない（なお、本施設の設計が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないことに起因する場合を含む。）もの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、本施設の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### 第46条（暴力団の排除に関する措置）

受注者は、第52条第13号イからトまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）を、本工事の一部について締結する全ての請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の相手方としてはならない。

- 2 受注者は、下請契約等の相手方が排除対象業者であることを知ったときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該下請契約等の相手方との契約を解除し、又は当該下請契約等の相手方に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 3 前項の場合において、当該契約の解除により受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わない。

#### 第47条（暴力団の排除のための役員名簿等の提供）

発注者は、受注者及び下請契約等の相手方が排除対象業者に該当しないことを確認するため、受注者に対して、役員等（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）にあっては役員（法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等」という。）の提供を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の求めがあったときは、速やかに役員名簿等を発注者に提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から提供された役員名簿等を所轄の警察署長に提供し、受注者及び下請契約等の相手方が排除対象業者に該当するか否かについて、意見を聞くことができる。
- 4 発注者は、所轄の警察署長から得た情報を、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するために、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む発注者の関係部局と共有することができる。

#### 第48条（暴力団からの不当要求）

受注者は、本工事の施工に伴い排除対象業者から工事の妨害その他不当な要求を受けた場合（当該要求を下請契約等の相手方が受けた場合を含む。）は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

#### 第49条（適正な賃金の支払に関する措置）

受注者は、下請契約等の相手方と本工事に係る請負契約を締結する場合においては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の趣旨に即した契約を締結しなければならない。

- 2 発注者は、下請契約等の相手方がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたときは、受注者に対して、当該下請契約等の相手方との契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

## 第50条（発注者の任意解除権）

発注者は、本工事が完成するまでの間は、次条から第52条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第50条の2（運営業務委託契約の解除に伴う解除）

発注者は、運営業務委託契約が解除された場合、直ちにこの契約を解除することができる。なお、当該解除により受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わない。

## 第51条（発注者の催告による解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、設計・建設業務に着手すべき期日を過ぎても設計・建設業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に設計・建設業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に設計・建設業務を完了する見込みが明らかないと認められるとき。
- (4) 管理技術者、照査技術者又は第10条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 受注者又は受注者の現場代理人その他使用人が発注者又は監督員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## 第52条（発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者(第17号又は第18号の場合は構成員又は協力企業、第19号の場合は構成員若しくは協力企業が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を設計・建設業務の実施以外に使用したとき。
- (3) 本施設を完成させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 引き渡された本施設に契約不適合がある場合において、その不適合が本施設を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本施設の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 本施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 排除対象業者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第54条又は第55条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 建設業法の規定による許可を取り消されたとき。
- (12) 受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。
  - ロ 暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになつたとき（実質的に関与している場合を含む。）。
  - ハ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになつたとき。
  - ニ 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用していることが明らかになつたとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図つたとき。
  - ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを

- 不正に利用するなどしていると認められるとき。
- ト 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- チ 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、排除対象業者を下請契約等の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ 下請契約等の相手方が排除対象業者であることを知りながら、正当な理由なく発注者への報告を怠り、又は下請契約等の相手方に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
- ル イからヌまでのほか、受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの約款の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。
- （14）正当な理由なく、第47条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。
- （15）雇用する労働者に対する賃金の支払について、受注者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。
- （16）第59条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- （17）基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき
- （18）基本協定第3条第5項各号のいずれかに該当したとき（ただし、本事業に関して該当した場合に限る。）
- （19）基本協定第3条第5項第4号又は第5号に該当したとき（ただし、本事業に関して該当した場合に限る。）

#### 第53条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### 第54条（受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### 第55条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により要求水準書を変更したため設計・建設工事費が3分の1以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による本工事の施工の中止期間が工期の3分の1以上になるとき。

#### 第56条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第54条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### 第57条（解除に伴う措置）

発注者は、この契約が本工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する設計・建設工事費を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金の支払があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する設計・建設工事費から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第51条、第52条又は次条第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年●パーセント（この契約締結日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率）の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第50条、第54条又は第55条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を

賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が本工事の完成前に解除された場合において、設計貸与支給品又は貸与品があるときは、当該設計貸与支給品又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該設計貸与支給品又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第51条、第52条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第50条、第54条又は第55条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### 第58条（発注者の損害賠償請求等）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に本工事を完成することができないとき。
  - (2) この本施設に契約不適合があるとき。
  - (3) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が本施設の完成後に解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき  
又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、設計・建設工事費の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。なお、発注者に生じた損害の額が違約金の額を超える

場合において、発注者がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

(1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が本施設の完成前に解除されたとき（ただし、第3号又は次条第1項若しくは第2項に該当する場合を除く。）。

(2) 本施設の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。

(3) 構成員又は協力企業が基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき（なお、この契約が解除されたか否かを問わない。）。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、設計・建設工事費につき、年●パーセント（この契約締結日において適用される法定利率）の割合で計算した額を請求することができる。ただし、履行が可分な契約で設計・建設工事費を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の設計・建設工事費について計算した額とする。

6 前項の規定による遅延日数の計算については、第32条の規定による検査に要した日数は算入しない。検査の結果不合格となった場合における修補をさせるために発注者が第1回目に指定した日数についても同様とする。

7 発注者は、受注者の履行遅滞について特別の理由があると認めるときは、第5項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内で相当と認める額を請求額とすることができる。

8 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金（同条第1項第5号による保証を付した場合に、発注者に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下この項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保（次項において「契約保証金等」という。）をもって第2項の違約金に充当することができる。

- 9 発注者は、前項の規定により契約保証金等を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金等は、違約金として発注者に帰属する。
- 10 第1項又は第2項の場合において、発注者は、損害賠償金、違約金請求権その他受注者に対する債権と受注者の設計・建設工事費請求権その他発注者に対する債権とを相殺することができる。
- 11 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。
- 12 第10項の場合において、充当する債権の順序は、発注者が指定するものとする。
- 13 第2項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第1項の規定により違約金の支払いを請求する場合は、第2項に基づき請求することができる違約金の額は、第2項に基づき算出される違約金の額から基本協定第4条第1項の規定に基づく違約金の額を控除した額（ただし、負の値となる場合は零とする。）とする。

#### 第59条（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

受注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき（なお、この契約が解除されたか否かを問わない。）、受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したとき（なお、この契約が解除されたか否かを問わない。）、構成員若しくは協力企業が基本協定第3条第5項各号のいずれかに該当したとき（ただし、本事業に関して該当した場合に限り、この契約が解除されたか否かを問わない。）、又は構成員若しくは協力企業が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が基本協定第3条第5項第4号若しくは第5号に該当したとき（ただし、本事業に関して該当した場合に限り、この契約が解除されたか否かを問わない。）は、設計・建設工事費の10分の2に相当する額を賠償金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本工事が完成した後も同様とする。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場

合を含む。以下この条において同じ。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき(なお、この契約が解除されたか否かを問わない。)、受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したとき(なお、この契約が解除されたか否かを問わない。)、構成員若しくは協力企業が基本協定第4条第3項各号のいずれかに該当したとき(ただし、本事業に関して該当した場合に限り、この契約が解除されたか否かを問わない。)、又は構成員若しくは協力企業が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が基本協定第4条第3項第2号に該当したとき(ただし、本事業に関して該当した場合に限り、この契約が解除されたか否かを問わない。)は、前項に規定する設計・建設工事費の10分の2に相当する額の賠償金のほか、設計・建設工事費の100分の5に相当する額を賠償金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。本工事が完了した後も同様とする。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合に

おいて、発注者がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

- 4 第1項及び第2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帶して賠償金の支払の義務を負うものとする。
- 5 前条第10項から第12項までの規定は、第1項又は第2項の規定により受注者が発注者に支払うべき賠償金について準用する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第2項の規定により違約金の支払いを請求する場合は、第1項に基づき請求することができる賠償金の額は、第1項に基づき算出される賠償金の額から当該違約金の額を控除した額（ただし、負の値となる場合は零とする。）とする。
- 7 第2項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第3項の規定により違約金の支払いを請求する場合は、第2項に基づき請求することができる賠償金の額は、第2項に基づき算出される賠償金の額から当該違約金の額を控除した額（ただし、負の値となる場合は零とする。）とする。

#### 第60条（受注者の損害賠償請求等）

受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第54条又は第55条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

#### 第61条（契約不適合責任期間等）

発注者は、引き渡された本施設に関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）が可能な期間をいう。以下第4項及び第7項において同じ。）内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。ただし、本施設の契約不適合責任期間について、要求水準書で異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。また、本施設の契約不適合

責任期間について、要求水準書で前2文と異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。

- 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が契約不適合責任期間又は第2項に規定する期間内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間又は第2項に規定する期間内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間又は第2項に規定する期間については適用しない。
- 8 発注者は、本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された本施設の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第61条の2（本施設の契約不適合検査等）

発注者は、本施設の契約不適合責任期間内に本施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じたときは、受注者に対し、本施設の契約不適合検査（以下「契約不適合検査」という。）を行うよう求めることができる。

- 2 受注者は、あらかじめ、要求水準書に定めるところに従い契約不適合確認要領書を作成して発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、契約不適合検査を実施するにあたり、発注者と協議しなければならない。また、契約不適合検査の完了後、その結果を発注者に速やかに報告しなければならない。
- 4 契約不適合検査における契約不適合の有無の判断は契約不適合確認要領書に従い行う。
- 5 契約不適合検査に係る費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、その費用と責任において、契約不適合検査により発見された契約不適合を補修しなければならない。その場合、補修要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

## 第62条（火災保険等）

受注者は、本施設及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を別紙4に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。なお、受注者は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証券又は保険証書の内容について発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その保険証券又は保険証書の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、本施設及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付すときは、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

## 第63条（あっせん又は調停）

この約款の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者及び受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者、照査技術者、現場代理人又は副現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が設計・建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の設計・建設業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### 第64条（仮契約の解除）

この契約が姫路市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約で、条例第3条第1項に規定する仮契約を締結した後、姫路市議会の議決までの間に、受注者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合、発注者は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。

- 2 前項の規定により、仮契約を解除した場合は、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 第65条（契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約）

この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により作成した場合において、この契約に施された電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっては同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあっては同日から効力を生ずるものとする。

#### 第66条（補則）

この約款に定めのない事項については、法令（姫路市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

別表（第40条関係）

年度	支払限度額	出来高予定額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

別紙1 設計・建設業務の日程

設計・建設業務の日程（予定）

内 容	日 程
① 作業の着手	この契約に係る姫路市議会の 議決のあった日の翌日
② 本工事開始	令和●年（●年）●月 ●日
③ 試運転開始	令和●年（●年）●月 ●日
④ 本工事完了	令和14年（2032年）3 月31日

別紙2 特許権等

● ●

別紙3 性能保証事項

● ●

#### 別紙4 保険の詳細

受注者は、この約款第62条に基づき、以下の内容の保険に加入するものとする。

● ●